

## 指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 381 号 制定  
平成 17 年 5 月 16 日付け 17 農畜機第 703 号 変更  
平成 19 年 9 月 27 日付け 19 農畜機第 2525 号 変更

登録出荷団体は、指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給交付金の交付を受けたときは、交付を受けた価格差補給交付金の全額を交付金交付の対象となった指定野菜を委託出荷した生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託出荷数量を基礎として、価格差補給金として交付するものとされている（独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第 117 条）。

この価格差補給金の交付は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 登録出荷団体又は登録出荷団体を構成している団体から当該団体の構成員（以下「構成会員」という。）に対し価格差補給金を交付する場合は、それぞれ書面により交付基準を定めた上、当該交付基準により交付するものとする。
- 2 価格差補給金の交付の対象とする野菜（以下「対象野菜」という。）は、次の要件のすべてを満たしているものとする。
  - (1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であること。
  - (2) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に定める規格に適合するものであること。
  - (3) 生産者からの直接又は間接の委託により出荷されたものであること。
  - (4) 実施細則で定める対象市場群に対して出荷されたものであること（ただし、これと販売代金の共同計算をしているものを含めることができる。）。
  - (5) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から価格差補給交付金が交付されることとなった旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては月。以下「交付金交付旬（月）」という。）に出荷されたものであること（ただし、これと販売代金の共同計算をしているもの及び対象出荷期間内で著しい価格低落のあった期間に出荷されたものを含めることができる。）。
- 3 価格差補給金の交付の基礎とする出荷数量（以下「交付基礎数量」という。）は、対象野菜の産地区分ごとの出荷数量を限度としてこれに応じて定めるものとする。

のとする。

- 4 負担金に充てる経費を構成会員に賦課している場合には、3の規定にかかわらず、対象野菜の産地区分ごとの出荷数量を限度として、当該数量のほか、構成会員に賦課された金額の基礎となった数量を勘案して交付基礎数量を定めることができる。
- 5 価格差補給金の単価は、機構において価格差補給交付金の算定の基礎とされた単価（出荷数量の認定区分に応じて実施細則で定める一部交付の率を乗じて得た額）とする。

ただし、交付基礎数量の合計が価格差補給交付金の算定の基礎とされた数量を超えることとなる場合及び対象野菜の販売価格の高低、最近年における出荷数量等を勘案して単価の調整を行う場合にあっては、この限りでない。
- 6 価格差補給金の交付に当たっては、次のことを遵守するものとする。
  - (1) 価格差補給金の全額を速やかに交付すること。

なお、価格差補給金の一部について交付を行わないときは、登録出荷団体は、当該金額をあらかじめ減額して、価格差補給交付金の交付を申請するものとする。
  - (2) 構成会員に交付すべき価格差補給金を当該構成会員から徴収する金銭と相殺しないこと。

ただし、構成会員に対して交付すべき価格差補給金の金額と負担金に充てる経費として当該構成会員から徴収する金額とを明確に文書により通知し、確認できるようにした上で相殺する場合は、この限りでない。
  - (3) 価格差補給金は、構成会員の預金口座に振り込むか、又は受領書を徴することにより、交付した金額を確認できるようにすること。

附 則（平成 19 年 9 月 27 日付け 19 農畜機第 2525 号）

- 1 この通知による変更は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 業務方法書実施細則第 15 条及び第 50 条に規定する交付予約の申込期限（以下「申込期限」という。）が平成 19 年 8 月 30 日以前である業務区分のうち平成 20 年 3 月 31 日までに出荷を行うもの（申込期限が平成 19 年 6 月 20 日である業務区分にあっては、平成 20 年 4 月 30 日までに出荷を行うもの）については、変更前の規定を適用する。